

		経済環境常任委員会	
令和7年2月25日受理		請 第 25 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員		提 出 者 住 所 氏 名	
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 内 野 幸 喜 橋 口 海 平 南 部 隼 平			
（要 旨） 国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるための国の恒久的な財源措置と、その制度創設までの間の現行交付金に係る活用期限の制度撤廃又は延長若しくは相当の予算措置を行うよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。 （理 由） 消費者被害・トラブル額は、令和5年の1年間で約8.8兆円に上り、デジタル化の進展に伴いインターネット通信販売に関連するトラブルも増加している。熊本県消費生活センターにおいても、副業や投資の儲け話に関する相談が増加し、高齢者を狙った詐欺的商法や若者が副業に関する情報商材等の代金として高額な請求を受けたケースも多発している。 これらの被害を防止・救済するためには、地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。令和5年度は熊本県消費生活センター及び県内14市の消費生活センターで約4億円の被害回復が実現しており、相談体制が充実・強化したらより多くの救済が可能となる。 しかしながら、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。 現行の地方消費者行政強化交付金は、全国で500を超える自治体が、県内でも7自治体が令和7年度末に活用期限を迎えるため、消費生活相談員の人件費支出に深刻な影響が出るおそれがある。地方消費者行政の後退、衰退、消滅を防ぐためには、国が恒久的な財源措置を行うべきであり、それまでの間は、地方消費者行政強化交付金の推進事業分の活用期限の撤廃又は延長若しくは相当の予算措置を行うことが必要である。 さらに、地方公共団体が相談員人件費以外で地方消費者行政強化交付金の推進事業分を活用して行っている消費者教育・啓発、高齢者等の見守りネットワーク活動事業等は、国の消費者政策の実現にとっても必要な取組であり、国は、これらの事業を地方公共団体が財政的負担なく推進できる新たな財政措置制度の創設を行うべきである。 地方交付税の基準財政需要額は消費者行政にそのまま活用できるものではなく、地方公共団体が消費生活相談を行うための予算措置は国の責務である。 住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。			